

# 国民年金 Q&A

国民年金の  
疑問に  
お答えします。

役場保険年金班 ☎42局2111番



# QUESTION ANSWER Pension

## 疑問

私は現在、経済的な事情で国民年金保険料を納めることが難しい状態です。申請すれば免除を受けられる制度があると聞いたのですが、どのようなものなのでしょうか。

国民年金には、保険料を納めやすくするため、保険料の全額または一部を免除する「申請免除」や30歳未満の人には「若年者納付猶予」の制度があります。

免除や納付猶予を受けている期間は、※受給資格期間として計算され、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るための資格期間にも入るので安心です。ま

## 答え

保険料を長い間滞納すると年金が受け取れないケースもあります。年金の受給権利を守るためにも保険料を納めることが大変なときは免除や猶予の申請をしましょう。

## 疑問

少しの負担で将来受け取る年金額を増やせる制度があると聞きましたが、どのようなものでしょうか。

付加年金保険料は月額四百円で、申し込んだ月から加入することができます。将来受け取る付加年金額（年額）は二百円×納付月数となります。例えば、

10年間加入した場合は二万四千元（年額）を付加年金として生涯受け取ることができます。老齢基礎年金の受給開始から2年間で付加保険料相当分の付加年

## 答え

付加年金という国民年金の第1号被保険者だけが任意で加入できる制度です。老齢基礎年金を受給するときに上乗せの付加年金を受け取ることができます。

た、全額免除および一部免除の期間については、老齢基礎年金の額の一部が保証されます。

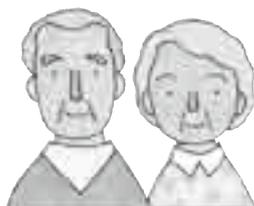
免除や納付猶予を受けるには、申請が必要です。本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が審査されます。（若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみの審査）

また、免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した人は、本人の所得を除外して審査が行われる特例免除制度を利用できます。特例免除の申請には離職票または雇用保険受給資格者証の写しが必要です。免除や猶予を受けた期間の保

金を受けることができます。3年目以降はおトクになります。ただし、免除や猶予を受けている期間や国民年金基金に加入している人は対象外となります。

保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。ただし、2年度を経過すると加算金がつきますので、経済的な余裕がきたら早めに追納しましょう。追納で納めた保険料は、将来受け取る年金額に算入されます。

※一部免除制度は保険料の一部を納めることにより残りの保険料が免除となる制度です。一部保険料を納めなかつた場合は未納期間となり、受給資格期間や年金額に反映されないのでご注意ください。



\*\*\* 問い合わせ \*\*\*

役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111番 内線2001  
直方年金事務所 ☎22局0891番  
ねんきんダイヤル ☎(0570)0570(05局1165番)  
IP電話・PHSからは ☎(03)6700局1165番



## 平成 24 年度の総合健診 (特定健診・各種がん検診) のお知らせ

春の健診の申し込みはすでに終了していますが、下記の日程には若干の余裕がありますので、お問い合わせください。健(検)診は身体の状態をチェックできるよい機会です。ぜひこの機会にお申し込みください。



### ■集団健(検)診日程

期 日	場 所	受付時間など
7月22日(日)	総合福祉センター	午前 8時30分から 10時30分まで ※結果説明会は 後日行います
7月23日(月)		
7月24日(火)		

●**申し込み方法** 健診希望日の2週間前までに総合福祉センターまでお電話でお申し込みください。また、申込書が自宅に届いている場合は、必要事項を記入してご返送ください。

●**検診内容** 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス)、結核検診、基本健診、特定健診

●**申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

## 男性の料理教室

みんなで楽しく料理をしましょう。身近な材料で作れる簡単、おいしいメニューです。

- とき** 6月21日(木)
- 対象者** 男性
- 場所** 総合福祉センター保健棟
- 参加費** 300円(材料費)
- 持ってくるもの** エプロン
- 申し込み期限** 6月14日(木)まで



## 乳幼児健診・相談

6月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- ところ** 総合福祉センター保健棟
- 内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



健診内容	期 日	対象児
4か月健診	6月14日(木)	平成24年1月19日から 平成24年2月15日生まれ
7か月健診	6月28日(木)	平成23年10月28日から 平成23年12月1日生まれ
12か月健診		平成23年6月1日から 平成23年6月30日生まれ
1歳半健診	6月7日(木)	平成22年11月11日から 平成22年12月7日生まれ
3歳児健診		平成21年5月11日から 平成21年6月7日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	6月27日(水)	平成24年4月24日から 平成24年5月28日生まれ

\*乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。(申込不要)

## 予防接種

### ■BCG予防接種

- ▽4か月健診のときに一緒に行います
- ▽接種期間 生後6か月未満
- ▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
6月14日(木)	午後1時30分から2時まで
7月12日(木)	

### ■ポリオ予防接種

- ▽ポリオの予防接種は2回受けてください。
- ▽対象者 生後3か月から90か月未満
- ▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
6月29日(金)	午後1時30分から2時まで

## 母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- とき** 6月6日、13日、20日、27日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- ところ** 総合福祉センター保健棟
- 必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)



### 介護保険料の

# お知らせ

**きちんと納めましょう  
今年度の介護保険料が  
決まりました**

です。保険料はきちんと納めましょう。

● 納付方法

平成24年度の介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料が決まりました。被保険者へは8月上旬に保険料の決定通知書を郵送します。

納付方法には、年金から天引きで納める場合と納付書、口座振替で納めていただく方法があります。口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。詳しくはお問い合わせください。

今年度は、3年に一度の保険料算定の年度となるため、保険料の基準額が変更になります。また、介護保険料は所得段階ごとに決められており、今年度は平成23年中の所得などをもとに所得段階を決定しています。また、被保険者本人や世帯の人の町県民税の課税状況や所得などの金額が変わった場合は、所得段階が変わることもあります。

● 問い合わせ 役場福祉人権課  
福祉高齢者班または福岡県介護保険広域連合事業課資格管理係 ☎（092）643局7055番まで

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用する際の保険給付が制限されます。加入者の皆さんから

【詐欺事件にご注意ください】  
介護保険や福祉関係者を名乗る詐欺事件が多発しています。役場や広域連合から認定調査や保険料徴収で訪問するときには身分証を持参していただきますので、必ず確認をしてください。不審に思われた場合はお問い合わせください。

の保険料で成り立っている制度

■平成24年度から平成26年度の介護保険料額 (単位：円)

所得段階	対象者	割合	年額保険料											
1	生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者の人	基準額 × 0.50	29,233											
				2	公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下の人	基準額 × 0.50	29,233							
								3	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.70	40,926			
4	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額 × 0.75	43,850											
				5	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.92	53,789							
6	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	58,466											
				7	合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.18	68,990							
8	合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.25	73,083											
								9	合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.50	87,699			
												合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.75	102,316

Aさん夫妻の例 夫69歳で年金210万円の収入…課税所得額は90万円  
妻66歳で年金78万円の収入…課税所得額は0円

Aさん夫妻の場合は、夫は課税所得額が90万円となり、所得段階5の保険額となります。妻は非課税となりますが、夫が課税されているので、基準額に対し0.92の保険額となります。

